

第百六十四回国会 参議院 農林水産委員会 會議録第八号

平成十八年五月二十五日(木曜日)

午後零時六分開会

委員の異動

四月十九日

谷合 正明君

補欠選任 荒木 清寛君

四月二十日

主 演 了君

補欠選任 下田 敦子君

四月二十一日

荒木 清寛君

谷合 正明君

五月八日

下田 敦子君

補欠選任 主 演 了君

五月九日

谷合 正明君

補欠選任 山下 栄一君

五月十五日

山下 栄一君

補欠選任 谷合 正明君

五月十六日

谷合 正明君

補欠選任 大塚 耕平君

五月二十二日

大塚 耕平君

補欠選任 山下 栄一君

五月二十二日

谷合 正明君

補欠選任 谷合 正明君

五月二十二日

岸 信夫君

補欠選任 山崎 正昭君

五月二十二日

小斉平敏文君

補欠選任 山崎 正昭君

五月二十二日

野村 哲郎君

補欠選任 後藤 博子君

三浦 一水君
紙 智子君
五月二十三日
補欠選任 中川 義雄君
緒方 靖夫君

四月二十四日
補欠選任 小斉平敏文君
野村 哲郎君
岸 信夫君
北澤 俊美君
紙 智子君

五月二十五日
補欠選任 郡司 彰君
北澤 俊美君
紙 智子君

五月二十五日
補欠選任 三浦 一水君
中川 義雄君

出席者は左のとおり。
委員長 岩城 光英君
理事 加治屋義人君
常田 享詳君
小川 勝也君
和田ひろ子君

委員 岩永 浩美君
信夫君
国井 正幸君
小斉平敏文君
野村 哲郎君
三浦 一水君
小川 敏夫君
郡司 彰君
主 演 了君
紙 智子君
山下 新平君

国務大臣 農林水産大臣 中川 昭一君
副大臣 農林水産副大臣 三浦 一水君
大臣政務官 農林水産大臣政務官 小斉平敏文君
事務局側 常任委員会専門員 高野 浩臣君

本日の会議に付した案件
○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(岩城光英君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。
農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案、砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。
政府から順次趣旨説明を聴取いたします。中川農林水産大臣。

○国務大臣(中川昭一君) 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

近年の我が国農業をめぐる情勢を見ますと、農業従事者の減少、高齢化による農業の生産構造の脆弱化が進む中、その構造改革を加速化するとともに、WTOにおける国際規律の強化にも対応し得る施策への転換を図ることが喫緊の課題となっております。

政府といたしましては、このような課題に対処し、国民に対する食料の安定供給の確保に資するよう、これまですべての農業者を対象に品目ごとに講じてきた施策を見直し、認定農業者等の担い手の経営全体に着目してその安定を図るために必要な交付金を交付する措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要内容につきまして御説明申し上げます。
第一に、交付金の交付対象となる農産物及び農業者の範囲であります。
対象農産物として、米穀、麦、大豆、てん菜、でん粉の製造の用に供するパレイシヨのように、国民に対する熱量の供給を図る上で特に重要であつて、相互の組合せによる生産が広く行われている農産物を定めるとともに、対象農業者として、認定農業者又は特定農業団体その他の一定の要件を満たす農作業受託組織、すなわち一定の要件の業務の規模が一定の基準に適合する等の要件を満たすものを定めることとしております。

第二に、我が国の農業における生産条件に関する不利を補正するための交付金であります。
我が国の地理的条件が悪いこと等に起因する諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するため、対象農産物のうち、その生産費が販売価格を上回るものについて、両者の差額に応じた交付金を交付することとしております。
第三に、収入の減少が農業経営に及ぼす影響を

緩和するための交付金であります。

豊凶変動等による対象農産物に係る収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するため、自ら一定の積立てを行っていることを要件として、収入減の一部を補てんする交付金を交付することとしております。

第四に、交付金の交付業務の適正な執行の確保についてであります。

交付金の交付業務の適正な執行を確保するため、不正の手段で交付金の交付を受けた者に対し、交付金の返還を命ずるとともに、必要な場合にはその徴収ができることとしております。

なお、これらの措置を講ずることに伴い、大豆交付金暫定措置法を廃止することとしております。

続きまして、砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

砂糖及びでん粉は、各種食品の原材料として国民生活上必要不可欠な物資でありますが、これらの原料作物である甘味資源作物及びでん粉原料用芋の生産につきましては、我が国の農業の生産条件が諸外国に比して不利となっており、これを補正していくことが重要な政策上の課題となっております。

現在、砂糖及びでん粉につきましては、政府が定める最低生産者価格又は原料基準価格以上の価格で取引された甘味資源作物又はでん粉原料用芋から製造された砂糖又はでん粉を対象に支援する措置が講じられており、これらを通じて甘味資源作物及びでん粉原料用芋の生産者の所得の確保が図られております。

しかしながら、このような仕組みにおきましては、砂糖又はでん粉の市況が生産段階に的確に伝達されないことから、需要に即した生産を今後より一層推進し、国内産糖及び国内産芋でん粉の安定供給を図っていくため、その支援手法を見直すとともに、でん粉の価格調整制度を創設することと

とし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、砂糖の価格調整制度における政策支援の手法を見直すこととし、最低生産者価格を廃止して、甘味資源作物の生産者及び国内産糖製造事業者に對し、それぞれ交付金を交付する仕組みに転換いたします。

第二に、でん粉について、新たに価格調整の仕組みを創設することとし、輸入に係るでん粉等について独立行政法人農畜産業振興機構への売渡し及び買戻しの義務を課すとともに、でん粉原料用芋の生産者及び国内産芋でん粉製造事業者に対し、それぞれ交付金を交付する等の措置を講ずることとしております。また、これに伴い、砂糖の価格調整に関する法律の題名を砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に改めることとしております。

第三に、独立行政法人農畜産業振興機構について、新たにでん粉の価格調整の業務を行わせる等の措置を講ずることとしております。

なお、これらの措置を講ずることに伴い、甘味資源特別措置法及び農産物価格安定法を廃止することとしております。

続きまして、主要食糧の需給及び価格の安定に
関する法律の一部を改正する法律案につきまし
て、その提案の理由及び主要内容を御説明申し
上げます。

麦は、米と並んで主食としての役割を果たすとともに、我が国農業において、水田営農にあつては転作作物や裏作作物として、また、畑作営農にあつては輪作作物として重要な地位を占めております。

一方、麦をめぐる現下の情勢を見ますと、国内産麦につきましては、需要動向に応じた計画的な生産が求められている中で、品質、生産性の向上に遅れが見られ、また、製粉業等の麦の加工産業につきましては、安価な小麦粉調製品等の輸入が増加する中で、コストダウン等を通じた一層の国

際競争力の強化に向けた取組が必要となっております。

他方、我が国農業全体を見れば、構造改革を加速化するとともに、WTOにおける国際規律の強化にも対応し得るよう、これまですべての農業者を対象に品目ごとに講じてきた施策を見直し、担い手の経営全体に着目してその安定を図る新たな施策に転換することが喫緊の課題となっております。

こうした農政全体の課題に対応するとともに、需要に応じた良品質な麦の生産をより一層推進する観点から、民間流通を基本とした麦の需給及び価格の安定を図る新たな麦政策を構築することとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第二に、担い手の経営全体に着目した新たな経営安定対策を導入することとしていることに伴い、また、既に平成十七年産麦の全量が民間流通していることも踏まえ、国内産麦についての政府

による無制限買入れ制度を廃止することとしております。

第二に、麦の需給及び価格の安定を図るため新たに麦の需給見通しを策定することとし、これに基づき、麦の備蓄の円滑な運営を図るとともに、麦の適切な輸入及び売渡しを行うこととしております。

第三に、農林水産大臣が定める標準売渡価格を廃止し、政府が保有する外国産麦につきましては、輸入価格の変動を反映した価格で売り渡すこととしております。

第四に、国家貿易の枠内で製粉企業等の多様な需要に柔軟に対応できるように、米穀について既に制度化されている特別な方式、いわゆるＳＢＳ方式による輸入を麦についても導入することとしております。

以上がこれらの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決い

いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(岩城光英君) 以上で三案の趣旨説明の聴取は終わりました。

三案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時十五分散会

四月二十一 日本委員会に左の案件が付託された。

一、カネミ油症被害者の仮払金返還問題の早期解決に関する請願(第一三三三三号)(第二三三四号)(第一三三六五号)

第一三三三号 平成十八年四月十日受理

カネミ油症被害者の仮払金返還問題の早期解決に
関する請願

請願者 山形県寒河江市丸内二ノ七ノ七
細谷一彦 外四十九名

紹介議員 犬塚 直史君
カネミ油症事件は、一九六八年、西日本一帯で

発生した一大食品中毒事件であるが、抜本的な解決には至っていない。(二)被害者の全体数が把握

できていないこと。当時届出がされた被害者一四、〇〇〇人近くのうち、油症の被害者とされた

者が一、八七一人程度しかないこと(二)本来、汚染食品を食した全員が被害者とされるべきであ

るが、当時の油症研究班によつて診断基準がつくられ、その基準に合致していないと被害者として

認定されないという、極めて異例な扱いがされたこと(三)汚染原因物質はPCBと考えられてきた

が、比較的早い段階でPCBだけでなくダイオキシン類との複合的な影響による発症であることが

判明して以降も、汚染原因物質に対応した適切な措置が講じられてこなかったこと(四)治療法の研

(五) 国等を相手取つての裁判の原告の多くは、諸

理由により裁判を取り下げ、一〇年近く経つてから、仮払金の返還を国から求められる事態に至

第一五五七号 平成十八年四月二十一日受理
アメリカ産牛肉輸入再開の見直しと牛肉の原産国

三、国内産牛に関する全頭検査を、国の仕事として行うこと。また、輸入牛についても、同様全頭検査を求め、安全対策と同時に、BSEを根絶する体制をつくること。

一、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案

る上で適切なものとして農林水産省令で定める基準に適合するもの

する交付金

2 前項第一号の交付金の金額は、対象農業者ごとに、特定対象農産物についての種類別の面積当たりの単価(以下「面積単価」という。)に、その者の当該特定対象農産物の種類別の期間平均生産面積をそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額とする。	て、当該年度の前年度における対象農産物に係る収入の額として農林水産省令で定めるところにより対象農業者ごとに算出した額(以下「前年度収入額」という。)が、対象農産物に係る標準的な収入の額として農林水産省令で定めるところにより対象農業者ごとに算出した額(以下「標準的収入額」という。)を下回った場合には、これによる対象農業者の農業経営に及ぼす影響を緩和するため、対象農業者(収入の減少がその経営に及ぼす影響を緩和するための積立金であつてその額その他の事項が農林水産省令で定める基準に適合するものを積み立てているものに限る。)に対し、交付金を交付するものとする。	2 前項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しない者があるときは、農林水産大臣は、期限を指定してこれを督促しなければならない。 3 前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに第一項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しないときは、農林水産大臣は、国税滞納処分の例によりこれを処分することができる。	て同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
3 面積単価は、農林水産大臣が、対象農業者が生産した特定対象農産物の種類別の標準的な生産費、販売価格及び単位面積当たりの収穫量を考慮して定めるものとする。	4 前項の交付金の金額は、対象農業者ごとに、特定対象農産物についての種類別及び農林水産省令で定める品質の区分(以下「品質区分」という。)別の数量当たりの単価(以下「数量単価」という。)に、その者の当該年度における当該特定対象農産物の品質区分別の生産量として農林水産省令で定めるものをそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額とする。	4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。 (報告及び検査)	附則 (施行期日) 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条及び第七条の規定は、公布の日から施行し、第四条第一項の規定は、平成十九年度以後の対象農産物に係る収入について適用する。
5 数量単価は、農林水産大臣が、対象農業者が生産した特定対象農産物の種類別の標準的な生産費、販売価格及び単位面積当たりの収穫量並びに特定対象農産物の種類別及び品質区分別の需要及び供給の動向を考慮して定めるものとする。	2 前項の交付金の金額は、対象農業者ごとに、標準的収入額と前年度収入額との差額、当該差額の発生がその農業経営に及ぼす影響及び収入の減少に備えて行われる取組の状況を考慮して農林水産省令で定めるところにより算定した金額とする。	2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	第二条 農林水産大臣は、この法律の施行前にいても、第三条第三項及び第五項から第八項までの規定の例により、面積単価等を定め、これを告示することができる。 2 前項の規定により定められた面積単価等は、この法律の施行の日において第三条第三項又は第五項の規定により定められたものとみなす。
6 農林水産大臣は、面積単価又は数量単価(以下「面積単価等」という。)を定めるに当たっては、第一項各号の交付金の交付により特定対象農産物の生産に要する標準的な費用の額と特定対象農産物の販売による標準的な収入の額との差額の補てんを図ることを旨としなければならない。	3 農林水産大臣は、前項の農林水産省令を制定し、又は改正しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。 (交付金の交付の申請等)	(罰則) 第八条 偽りその他不正の手段により第三条第一項各号又は第四条第一項の交付金の交付を受けた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法明治四十年法律第四十五号に正条があるときは、刑法による。	第三条 農林水産大臣は、第四条第二項の農林水産省令を制定しようとするときは、この法律の施行前においても、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くことができる。 (大豆交付金暫定措置法の廃止)
7 農林水産大臣は、面積単価等を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。	2 前項に定めるもののほか、第三条第一項各号又は前条第一項の交付金の交付に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。 (交付金の返還)	第九条 第七條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。 第十条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において	第五条 平成十八年以前の生産に係る大豆に係る前条の規定による廃止前の大豆交付金暫定措置法の規定による交付金(次条において「大豆交付金」という。)の交付については、なお従前の例による。
8 農林水産大臣は、面積単価等を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。	第六条 偽りその他不正の手段により第三条第一項各号又は第四条第一項の交付金の交付を受けた者があるときは、農林水産大臣は、その者に対してその交付を受けた交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。		
第四條 政府は、毎年度、予算の範囲内において、			

第一条 砂糖の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）の一部を次のように改正す

定する「財貨資源作物及び国内産糖」を以て、米、菜、及

の窑を加えて得た窑を基礎として、政令で定め

第二章から第六章までの章名を肖る

第十一条中「国内産糖合理化目標価格」を「砂糖調整基準価格」に改め、同条の前に次の節名を付する。

第二節 異性化糖の砂糖との価格調整に関する措置

第十五条第一項第二号中「控除して得た額」の下に「その額が輸入異性化糖につき第十三条第二項の規定により定められる機構の買入れの価格に国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を加えて得た額を超えるときは、その加えて得た額」を加え、同項第三号中「控除して得た額」の下に「その額が輸入混合異性化糖につき同項の規定により定められる機構の買入れの価格に国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を加えて得た額を超えるときは、その加えて得た額」を加え、同条第二項中「国内産糖合理化目標価格」を「砂糖調整基準価格」に改め、同条第四項中「第三条第五項」を「第三条第四項」に改める。

第十八条の次に次の節名を付する。

第三節 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付

第十九条及び第二十条を次のように改める。

（甘味資源作物交付金の交付）

第十九条 機構は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、甘味資源作物の生産者であつて、当該甘味資源作物の作付面積その他の甘味資源作物の安定的な生産を確保するため必要な事項が農林水産省令で定める要件に該当するもの（以下「対象甘味資源作物生産者」という。）に対し、その生産する甘味資源作物（気象、土壌その他の自然的条件が甘味資源作物の栽培に適すると認められる地域として農林水産大臣が指定するもの（第二十一条において「指定地域」という。）の区域内において生産されたものであつて、農林水産省令で定める用途及び糖度のものに限る。次条第一項において同じ。）につき、甘味資源作物交付金を交付するものとする。

2 対象甘味資源作物生産者が農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第 号）第三条第一項第一号又は第二号の交付金の交付を受けるときは、前項の規定にかかわらず、その交付を受けた年度の前年度に属する一月一日から当該交付を受けた年度に属する十二月三十一日までには種されたてん菜についての甘味資源作物交付金は、交付しないものとする。

（甘味資源作物交付金の金額）

第二十条 甘味資源作物交付金の金額は、対象甘味資源作物生産者ごとに、次項の規定により定められる糖度別の甘味資源作物交付金の単価に、当該対象甘味資源作物生産者が生産し、農林水産省令で定める期間内に次条に規定する対象国内産糖製造事業者に売り渡した甘味資源作物の糖度別の数量に相当する数をそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額とする。

2 甘味資源作物交付金の単価は、てん菜及びさとうきびごとに、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を基準として、農林水産大臣が糖度別に定める。

一 対象甘味資源作物生産者が生産した甘味資源作物の標準的な生産費の額

二 前号の甘味資源作物の次条に規定する対象国内産糖製造事業者への標準的な売渡し

の価格に相当する額

3 甘味資源作物交付金の単価は、毎年、てん菜にあつては翌年一月一日から十二月三十一日までには種されるもの、さとうきびにあつては翌年十月一日から翌年九月三十日までには収穫されるものにつき、政令で定める期日までに告示しなければならない。

4 甘味資源作物交付金の単価は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があるときは、改定することができる。この場合には、農林水産大臣は、遅滞なく、改定後の甘

味資源作物交付金の単価を告示しなければならない。

第二十九条中「法人の」を「法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の」に、「前二条」を「前三条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二十九条を第四十三条とする。

第二十八条中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「第二十五条若しくは第二十六条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条を第四十二条とし、第二十七条を第四十一条とする。

第二十六条に見出しとして「報告及び検査」を付し、同条第一項中「地域内国内産糖製造事業者、異性化糖製造者、精製糖若しくはでん粉の製造業者」を「甘味資源作物若しくはでん粉原料用いもの生産者」に、「販売業者を製造業者若しくは販売業者」に、「若しくは異性化糖等」を「異性化糖等、でん粉若しくはでん粉原料用輸入農産物」に改め、同条を第三十九条とし、同条の次に次の章名及び一条を加える。

第五章 罰則

第四十条 偽りその他の不正の手段により甘味資源作物交付金若しくは国内産糖交付金又はでん粉原料用いも交付金若しくは国内産いもでん粉交付金の交付を受けた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

第二十五条の前の見出し及び同条を削る。

第二十四条第一項中「第二十二條第一項」を「第二十三條第一項」に改め、「加えて得た額」の下に「輸入異性化糖又は輸入混合異性化糖にあ

つては、それぞれその額が第十三条第二項の規定により定められる機構の買入れの価格に国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を加えて得た額を超えるときは、その加えて得た額」を加え、同項第一号中「交付金」を「国内産糖交付金」に改め、同条を第二十五条とし、同条の次に次の一章並びに章名及び二条を加える。

第三章 でん粉の価格調整に関する措置

第一節 輸入に係るでん粉等の価格調整に関する措置

（でん粉調整基準価格）

第二十六条 農林水産大臣は、毎でん粉年度、当該年度の開始前十五日までに、でん粉につき、でん粉調整基準価格を定めなければならない。

2 でん粉調整基準価格は、輸入に係るでん粉又はでん粉原料用輸入農産物を原料として製造されるでん粉の価格がその額を下回つて低落了た場合にこれによるでん粉原料用いもの生産の振興及び国内産いもでん粉の製造事業の健全な発展に及ぼす悪影響を緩和するため輸入に係るでん粉又はでん粉原料用輸入農産物の価格を調整することが必要となると認められる価格として、でん粉原料用いもが特に効率的に生産されている場合の生産費の額に国内産いもでん粉が特に効率的に製造されている場合の製造に要する費用の額を加えて得た額を基礎として、政令で定めるところによりでん粉の国際価格の動向を考慮して定める額を基準とし、政令で定めるところによりでん粉の輸入価格（関税の額に相当する金額を除く。）に換算して、定めるものとする。

3 第三条第三項及び第四項並びに第四条の規定は、でん粉調整基準価格について準用する。この場合において、同条第一項中「砂糖」とあるのは、「でん粉」と読み替えるものとする。

3 第三条第三項及び第四項並びに第四条の規定は、でん粉調整基準価格について準用する。この場合において、同条第一項中「砂糖」とあるのは、「でん粉」と読み替えるものとする。

(輸入に係る指定でん粉等の機構への売渡し)

第二十七条 でん粉(国内産いもでん粉との用途の競合の状況及び価格差にかんがみ、国内産いもでん粉の安定的な供給に影響を及ぼすおそれがあると認められるものとして政令で定めるものに限る。)又はでん粉原料用輸入農産物(以下「指定でん粉等」という。)につき輸入申告をする者(その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る指定でん粉等の所有者でない場合にあつては、その所有者は、その輸入申告の時に適用される次条の平均輸入価格がでん粉調整基準価格に満たない額であるときは、政令で定めるところにより、その輸入申告に係る指定でん粉等を機構に売り渡さなければならない。ただし、その輸入申告に係る指定でん粉等が関税定率法第十四条の規定により関税が免除されるものである場合その他政令で定める場合は、この限りでない。)

2 第五条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による売渡しに係る指定でん粉等について準用する。

(平均輸入価格)

第二十八条 でん粉及びでん粉原料用輸入農産物の平均輸入価格(以下この節において「平均輸入価格」という。)は、政令で定める期間ごとにその各期間を適用期間とし、政令で定めるところにより、その期間前の一定期間の次に掲げる額を基準とし、当該一定期間内における輸入に係るでん粉の数量とでん粉原料用輸入農産物の数量を政令で定めるところによりでん粉の数量に換算した数量との比率を勘案して、農林水産大臣が定める。

一 海外におけるでん粉の主要な生産地域におけるでん粉の市価の平均額に輸入するまでの運賃その他の諸掛りの標準額の平均額を加えて得た額

二 海外における代表的なでん粉原料用輸入農産物の市価の平均額に輸入するまでの運賃その他の諸掛りの標準額の平均額を加えて得た額

賃その他の諸掛りの標準額の平均額を加えて得た額を、政令で定めるところによりでん粉原料用輸入農産物から製造されるでん粉の価格に換算した額

2 第六条第二項から第四項までの規定は、平均輸入価格について準用する。この場合において、同条第三項中「粗糖」とあるのは「でん粉」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第二十八条第一項」と読み替えるものとする。

(輸入に係る指定でん粉等の買入れの価格)

第二十九条 第二十七条第一項の規定による売渡しに係る指定でん粉等についての機構の買入れの価格は、次に掲げるとおりとする。

一 当該指定でん粉等がでん粉である場合にあつては、その輸入申告の時に適用される平均輸入価格

二 当該指定でん粉等がでん粉原料用輸入農産物である場合にあつては、その輸入申告の時に適用される平均輸入価格を政令で定めるところによりでん粉原料用輸入農産物の価格に換算して農林水産大臣が定める価格

(輸入に係る指定でん粉等の売戻し)

第三十条 機構は、第二十七条第一項の規定による指定でん粉等の売渡しをした者に対し、その指定でん粉等を売り戻さなければならない。

(輸入に係る指定でん粉等の売戻しの価格)

第三十一条 前条第一項の規定による機構の指定でん粉等の売戻しの価格は、次に掲げるとおりとする。

一 当該指定でん粉等がでん粉である場合にあつては、でん粉調整基準価格と第二十九条第一号に掲げる額との差額にそのでん粉に係る輸入申告の日の属するでん粉年度に係る農林水産大臣の定める率(以下この条において「指定でん粉等調整率」という。)を乗じて得た額(国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を超えるときは、その告示する額)を、同号に掲げる額に加えて得た額

二 当該指定でん粉等がでん粉原料用輸入農産物である場合にあつては、でん粉調整基準価格を政令で定めるところによりでん粉原料用輸入農産物の価格に換算して農林水産大臣が定める価格と第二十九条第二号に掲げる額との差額にそのでん粉原料用輸入農産物に係る輸入申告の日の属するでん粉年度に係る指定でん粉等調整率を乗じて得た額(国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を超えるときは、その告示する額)を、同号に掲げる額に加えて得た額

粉の供給数量を基準とし、当該年度におけるこれらの数量の見込数量を参酌して定めた輸入に係るでん粉、でん粉原料用輸入農産物から製造されるでん粉及び国内産いもでん粉の推定供給数量

3 第三条第四項の規定は、指定でん粉等調整率について準用する。

(買入れ及び売戻しの価格の減額)

第三十二条 第二十七条第一項の規定による売渡しに係る指定でん粉等が当該売渡し前に変質したものである場合には、機構は、農林水産省令で定めるところにより、当該指定でん粉等につき買入れ及び売戻しの価格を減額することができる。

第二節 でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付

(でん粉原料用いも交付金の交付)

第三十三条 機構は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、でん粉原料用いもの生産者であつて、当該でん粉原料用いもの作付面積その他のでん粉原料用いもの安定的な生産を確保するため必要な事項が農林水産省令で定める要件に該当するもの(以下「対象でん粉原料用いも生産者」という。)に対し、その生産するでん粉原料用いも(気象、土壌その他の自然的条件がでん粉原料用いもの栽培に適すると認められる地域として農林水産大臣が指定するもの(第三十五条において「指定地域」という。))の区域内において生産されたものであつて、農林水産省令で定める用途のものに限る。次条第一項において同じ。につき、でん粉原料用いも交付金を交付するものとする。

2 対象でん粉原料用いも生産者が農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三十一条第一号又は第二号の交付金の交付を受けたときは、前項の規定にかかわらず、その交付を受けた年度の前年度

に属する一月一日から当該交付を受けた年度に属する十二月三十一日までに植付けされたばれいしよについてでん粉原料用いも交付金は、交付しないものとする。

(でん粉原料用いも交付金の金額)

第三十四条 でん粉原料用いも交付金の金額は、対象でん粉原料用いも生産者ごとに、次項の規定により定められる品位別のでん粉原料用いも交付金の単価に、当該対象でん粉原料用いも生産者が生産し、農林水産省令で定める期間内に次条に規定する対象国内産いもでん粉製造事業者に売り渡したでん粉原料用いも(当該対象でん粉原料用いも生産者がその生産したでん粉原料用いもを原料として農林水産省令で定める期間内に委託により国内産いもでん粉を製造する場合におけるでん粉原料用いもを含む)の品位別の数量に相当する数をそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額とする。

2 でん粉原料用いも交付金の単価は、ばれいしよ及びかんしよごとに、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を基準として、農林水産大臣が品位別に定める。

一 対象でん粉原料用いも生産者が生産したでん粉原料用いもの標準的な生産費の額
二 前号のでん粉原料用いもの次条に規定する対象国内産いもでん粉製造事業者への標準的な売渡しの価格に相当する額

3 でん粉原料用いも交付金の単価は、毎年、翌年一月一日から十二月三十一日までに植付けされるでん粉原料用いものにつき、政令で定める期日までに告示しなければならない。

4 第二十条第四項の規定は、でん粉原料用いも交付金の単価について準用する。

(国内産いもでん粉交付金の交付)
第三十五条 機構は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、国内産いもでん粉を製造する事業を行う者であつて、次に掲げる要件(対象でん粉原料用いも生産者がそ

の生産したでん粉原料用いもを原料として委託により国内産いもでん粉を製造する場合にあつては、第二号に掲げる要件を除く。)を満たすもの(以下「対象国内産いもでん粉製造事業者」という。)に対し、その製造する国内産いもでん粉(指定地域の区域内において製造されたものであつて、農林水産省令で定める用途及び規格のものに限る。次条第一項において同じ。)につき、国内産いもでん粉交付金を交付するものとする。

一 農林水産省令で定める基準に適合する施設において国内産いもでん粉を製造していること。

二 対象でん粉原料用いも生産者に対して支払うでん粉原料用いもの対価について、農林水産省令で定める基準を満たす方法により算定することをあらかじめ対象でん粉原料用いも生産者と約定していること。

三 農林水産省令で定めるところにより、その事業の合理化その他の経営の改善を図るための措置に関する計画を作成し、その内容が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けていること。

(国内産いもでん粉交付金の金額)

第三十六条 国内産いもでん粉交付金の金額は、対象国内産いもでん粉製造事業者ごとに、次項の規定により定められる国内産いもでん粉交付金の単価に、当該対象国内産いもでん粉製造事業者が製造し、農林水産省令で定める期間内に販売した国内産いもでん粉の数量に相当する数を乗じて得た金額とする。

2 国内産いもでん粉交付金の単価は、農林水産省令で定める国内産いもでん粉の種類に応じて、第一号に掲げる額に第二号に掲げる額を加えて得た額から第三号に掲げる額を控除して得た額を基準として、農林水産大臣が定める。

一 対象でん粉原料用いも生産者が生産したでん粉原料用いもの標準的な買入れの価格

に相当する額(その額が当該でん粉原料用いもの標準的な生産費の額を超えるときは、その標準的な生産費の額)

二 前号のでん粉原料用いもの買入れ及びこれを原料とする国内産いもでん粉の製造に要する標準的な費用の額

三 政令で定めるところにより、輸入に係るでん粉につき第三十一条第一項第一号の規定により定められる機構の売戻しの価格を基礎として算出される額

3 国内産いもでん粉交付金の単価は、でん粉年度ごとに、国内産いもでん粉の製造が開始される時期を基準として、政令で定める期日までに告示しなければならない。

4 第二十条第四項の規定は、国内産いもでん粉交付金の単価について準用する。

第四章 雑則

(対象国内産糖製造事業者及び対象国内産いもでん粉製造事業者に対する勧告)

第三十七条 農林水産大臣は、甘味資源作物及びでん粉原料用いもの適正な取引を確保するため特に必要があると認めるときは、対象国内産糖製造事業者又は対象国内産いもでん粉製造事業者に対し、対象甘味資源作物生産者又は対象でん粉原料用いも生産者との取引の条件及び方法に関し、必要な勧告をすることができる。

2 農林水産大臣は、対象国内産糖製造事業者又は対象国内産いもでん粉製造事業者が、正当な理由がなく、第二十一条第三号又は第三十五条第三号の認定に係る計画に記載した措置を実施していないと認めるときは、当該対象国内産糖製造事業者又は対象国内産いもでん粉製造事業者に対して、当該措置を実施すべきことを勧告することができる。

(国内産糖交付金及び国内産いもでん粉交付金の返還等)

第三十八条 農林水産大臣は、対象国内産糖製造事業者又は対象国内産いもでん粉製造事業

者が、正当な理由がなく、前条の勧告に従わないときは、機構に対し、その旨を通知しなければならない。

2 機構は、前項の規定による通知があつたときは、当該対象国内産糖製造事業者又は対象国内産いもでん粉製造事業者に対し、交付すべき国内産糖交付金若しくは国内産いもでん粉交付金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した国内産糖交付金若しくは国内産いもでん粉交付金の全部若しくは一部を返還させることができる。

第二十三条第一項中「交付金」を「国内産糖交付金」に改め、「加えて得た額」の下に「その額が第七条第一号に掲げる額に国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を加えて得た額(混合糖にあつては、同条第二号に掲げる額に国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を加えて得た額)を超えるときは、その加えて得た額」を加え、同条を第二十四条とする。

第二十二條第一項中「平均輸入価格又は」及び「以下同じ。」を削り、「国内産糖についての交付金」を「国内産糖交付金」に、「第二十四条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十一条の見出しを「(国内産糖交付金の金額)」に改め、同条第一項中「第十九条の交付金」を「国内産糖交付金」に、「地域内国内産糖製造事業者ごと」を「対象国内産糖製造事業者ごと」に、「交付金の単価」を「国内産糖交付金の単価」に、「農林水産省令で定める期間内に当該地域内国内産糖製造事業者が製造したを」を「当該対象国内産糖製造事業者が製造したを」に改め、同条第二項中「交付金」を「国内産糖交付金」に、「から第二号」を「第二号に掲げる額を加えて得た額から第三号」に改め、同項第二号中「平均輸入価格又は」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号中「その原料たる甘味資源作物の最低生産者

価格に当該を「前号」に改め、「を加えて得た額を基準とし、国内産糖の製造事情その他の経済事情及び甘味資源特別措置法第十八条第一項の規定による甘味資源作物に係るその生産者からの買入れの価格についての指示をした場合には当該指示に係る事項を参酌して算出される額」を削り、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 対象甘味資源作物生産者が生産した甘味資源作物の標準的な買入れの価格に相当する額（その額が当該甘味資源作物の標準的な生産費の額を超えるときは、その標準的な生産費の額）

第二十一条第三項中「交付金」を「国内産糖交付金」に改め、同条第四項中「前条第三項」を「第二十条第四項」に、「交付金」を「国内産糖交付金」に改め、同条を第二十二条とし、同条の次に次の節名を付する。

第四節 雑則

第二十条の次に次の一条を加える。

（国内産糖交付金の交付）

第二十一条 機構は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、国内産糖を製造する事業を行う者であつて、次に掲げる要件を満たすもの（以下「対象国内産糖製造事業者」という。）に対し、その製造する国内産糖（指定地域の区域内において製造されたものであつて、農林水産省令で定める種類及び規格のものに限る。次条第一項において同じ。）につき、国内産糖交付金を交付するものとする。

一 農林水産省令で定める基準に適合する施設において国内産糖を製造していること。
二 対象甘味資源作物生産者に対して支払う甘味資源作物の対価について、農林水産省令で定める基準を満たす方法により算定することをあらかじめ対象甘味資源作物生産者と約定していること。
三 農林水産省令で定めるところにより、その

の事業の合理化その他の経営の改善を図るための措置に関する計画を作成し、その内容が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けていること。

（独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正）
第二条 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「砂糖」の下に「及びでん粉」を加える。

第十条第一項第五号中「砂糖の価格調整に関する法律」を「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」に改め、同号八中「国内産糖」についての交付金を「甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金」に改め、同号に次のように加える。

二 輸入に係る指定でん粉等の買入れ及び売戻しを行うこと。

本 でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付を行うこと。

第十条第一項第七号中「原料作物」の下に「でん粉及びその原料作物」を加える。

第十六条を削り、第十五条を第十六条とする。

第十四条中「第十一条第一号」を「第十二条第一号」に改め、同条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とする。

第十一条第一号中「前条第一項第一号」を「第十条第一項第一号」に改め、同条第二号中「前条第一項第三号」を「第十条第一項第三号」に改め、同条第三号中「前条第一項第五号」を「第十条第一項第五号イ、ロ及びハ」に、「及びこれら」を「並びにこれら」に改め、同条第四号中「前条第一項第六号」を「第十条第一項第六号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 第十条第一項第五号二及びホの業務、同項第七号の業務（でん粉及びその原料作物に係るものに限る。）並びにこれらに附帯する業務

第十一条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

（国庫納付金）

第十一条 機構は、毎事業年度、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる業務により生ずる利益の額のうち、それぞれ当該各号に定める交付金の交付に要する経費の財源に充てるものとして農林水産大臣が定めて通知する金額を国庫に納付しなければならない。

一 前条第一項第五号イ及びロの業務 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第 号）第三条第一項各号に掲げる交付金（でん粉の期間平均生産面積（同項第一号に規定する期間平均生産面積をいう。次号において同じ。）又は品質及び生産量に基づいて算定される部分に限る。）

二 前条第一項第五号ニの業務 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項各号に掲げる交付金（でん粉の製造の用に供するばいりしよの期間平均生産面積又は品質及び生産量に基づいて算定される部分に限る。）

第十八条第二号中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条第三号中「第十三条第一項又は第十五条第一項」を「第十四条第一項又は第十六条第一項」に改める。
附則第六条第二項中「第十一条第三号」を「第十二条第三号」に、「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改める。
附則第八條第二項中「第十一条第一号」を「第十二条第一号」に、「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

（甘味資源特別措置法の廃止）
第三条 甘味資源特別措置法（昭和三十九年法律第四十一号）は、廃止する。

附 則
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

ただし、附則第四条、第七条及び第九条の規定は、公布の日から施行する。

（指定糖及び異性化糖等の価格調整に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（以下「新法」という。）第三条、第四条、第五条第一項、第九条第一項第一号イ及び第二号イ並びに第二項、第二十一条第一項、第二項、第四項及び第六項並びに第十五条第二項の規定は、平成十九年十月一日以後に輸入申告をする指定糖及び異性化糖等並びに同日以後にその製造場から移出する異性化糖について適用し、同日前に輸入申告をし、又は移出する指定糖又は異性化糖等については、なお従前の例による。

（甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付に関する経過措置）
第三条 新法第二章第三節の規定は、平成十九年一月一日以後には種されるてん菜若しくは同年十月一日以後に収穫されるさとうきび又はこれらを原料として製造される国内産糖について適用し、同年一月一日以前には種されるてん菜又は同年十月一日前に収穫されるさとうきびを原料として製造される国内産糖に係る第一条の規定による改正前の砂糖の価格調整に関する法律（次項において「旧法」という。）第十九条の交付金（次項において「旧法」という。）第十九条の交付金については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第十九条の交付金の交付は、第二条の規定による改正後の独立行政法人農畜産業振興機構法の適用については、同法第十条第一項第五号ハの国内産糖交付金の交付とみなす。
（甘味資源作物交付金の単価に関する経過措置）
第四条 農林水産大臣は、平成十八年十二月三十一日までに、新法第二十条第二項の規定の例により、平成十九年一月一日から十二月三十一日までには種されるてん菜又は同年十月一日から平成二十年九月三十日までには収穫されるさとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価を定め、

これを告示しなければならない。

2 前項の規定により定められた甘味資源作物交付金の単価は、この法律の施行の日において新法第二十条第二項の規定により定められたものとみなす。

(指定でん粉等の価格調整に関する経過措置)

第五条 新法第三章第一節の規定は、平成十九年十月一日以後に輸入申告をする指定でん粉等について適用する。

(でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付に関する経過措置)

第六条 新法第三章第二節の規定は、平成十九年一月一日以後に植付けされるでん粉原料用いも又はこれを原料として製造される国内産いもでん粉について適用する。

(でん粉原料用いも交付金の単価に関する経過措置)

第七条 農林水産大臣は、平成十八年十二月三十一日までに、新法第三十四条第二項の規定の例により、平成十九年一月一日から十二月三十一日までに植付けされるでん粉原料用いもに係るでん粉原料用いも交付金の単価を定め、これを告示しなければならない。

2 前項の規定により定められたでん粉原料用いも交付金の単価は、この法律の施行の日において新法第三十四条第二項の規定により定められたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置

を講ずるものとする。

(農産物価格安定法の廃止)

第十一条 農産物価格安定法(昭和二十八年法律第二百二十五号)は、廃止する。

(食糧管理特別会計法の一部改正)

第十二条 食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「農産物価格安定法(昭和二十八年法律第二百二十五号)に依り政府ノ買入ルル農産物等(以下農産物等ト謂フ)を削る。

第一条ノ二中「農産物等安定勘定、」を削る。

第二条、第三条及び第四条ノ三中、「農産物等」を削る。

第六条ノ二を削り、第六条ノ二ノ二を第六条ノ二とする。

第六条ノ三及び第六条ノ五第一項中、「農産物等安定勘定」を削る。

第六条ノ九中、「農産物等」を削る。

第八条ノ四中「農産物等安定勘定」を「輸入飼料勘定」に改める。

第八条ノ四ノ二を削る。

(食糧管理特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 前条の規定による改正後の食糧管理特別会計法(以下この条において「新特別会計法」という。)の規定は、平成十九年度の予算から適用し、平成十八年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

2 新特別会計法第六条ノ八第二項の規定により食糧管理特別会計の予算に添付すべき前々年度又は前年度に係る書類については、平成十九年度分(前々年度に係る当該書類については、平成二十年年度分を含む。)の予算に限り、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際前条の規定による改正前の食糧管理特別会計法に基づく食糧管理特別会計の農産物等安定勘定(次項において「旧農産物等安定勘定」という。)に所属する積立金は、新特別会計法に基づく食糧管理特別会計の調整資

金に帰属するものとする。

4 前項に定めるもののほか、この法律の施行の際旧農産物等安定勘定に所属する権利義務は、新特別会計法に基づく食糧管理特別会計の調整勘定に帰属するものとする。

(加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部改正)

第十四条 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十条の二第二項中「第十一条を」第十二条に、「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に、「第十三条第一項」を「第十四条第一項」に、「第十四条」を「第十五条」に改める。

第二十條の三中「第十一条」を「第十二条」に、「第十一条第一号」を「第十二条第一号」に改める。

(肉用子牛生産安定等特別措置法の一部改正)

第十五条 肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和六十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「第十一条」を「第十二条」に改める。

第十五条の二中「第十一条」を「第十二条」に、「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に、「第十四条」を「第十五条」に改める。

第十六条中「第十一条」を「第十二条」に改める。

(農林水産省設置法の一部改正)

第十六条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第十四号中「農産物等(農産物価格安定法(昭和二十八年法律第二百二十五号)第二条第一項に規定する農産物等をいう。及び」を削る。

(食料・農業・農村基本法の一部改正)

第十七条 食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

法律」を「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」に改める。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「その適切な買入れ、」を「麦の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、麦の供給が不足する事態に備えた備蓄の円滑な運営を図るとともに、麦の適切な」に改める。

第三条に次の一項を加える。

3 この法律において「麦の備蓄」とは、麦の輸入の途絶等によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の麦を在庫として保有することをいう。

第四十一条を次のように改める。

(麦の需給見通し)

第四十一条 農林水産大臣は、麦の需給及び価格の安定を図るため、政令で定めるところにより、毎年、麦の需給に関する見通し(以下「需給見通し」という。)を定めるものとする。

2 需給見通しにおいては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 麦の種類別需要数量に関する事項

二 前号の種類別需要数量に対応する麦の生産数量及び輸入数量に関する事項

三 麦の備蓄の種類別目標数量その他麦の備蓄の運営に関する事項

四 その他麦の需給の安定に関する重要事項

4 第四条第三項から第七項までの規定は、需給見通しについて準用する。この場合において、同条第三項中「前項第二号」とあるのは「第四十一条第二項第一号及び第二号」と、同条第六項中「米穀」とあるのは「麦」と読み替えるものとする。

第四十二条の見出しを「麦等の輸入を目的とする買入れ及び当該麦の売渡し」に改め、同条第一項中「次項、第四十四条及び第四十五条」を「第五項及び次条から第四十五条まで」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 政府は、前項の輸入を目的とする買入れに係る麦を、随意契約により売り渡すものとする。ただし、農林水産大臣が随意契約によることを不適当と認める場合には、入札の方法による一般競争契約又は指名競争契約のうち農林水産大臣が選択する競争契約により売り渡すものとする。

3 第一項の輸入を目的とする買入れに係る麦を前項の規定により売り渡す場合の価格は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額を、当該麦の買入れの価格に加えて得た額を超えてはならない。

4 第一項の規定による麦の買入れ及び第二項の規定による当該麦の売渡しは、麦の適切な供給及び麦の備蓄の円滑な運営を図るため、需給見通しに即して行うものとする。

第四十三条を次のように改める。
(輸入に係る麦等の特別な方式による買入れ及び売渡し)

第四十三条 政府は、麦等の輸入を行おうとする者及び当該輸入に係る麦等の買受けを行おうとする者の連名による申込みに応じて、当該輸入に係る麦等を買入れることができ、

2 政府は、前項の規定により買入れた麦等と同項の買受けの申込みを行った者に対し、当該申込みに応じて売り渡すものとする。

3 第一項の規定により買入れた麦等を前項の規定により売り渡す場合の価格は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額を、当該麦等の買入れの価格に加えて得た額を超えてはならない。

4 第一項の規定による麦の買入れ及び第二項の規定による当該麦の売渡しは、麦の適切な供給

を図るため、需給見通しに即して行うものとする。

第四十四条中「前条」の下に「第四十二条」を加える。

第四十五条第一項ただし書中「第四十二条第二項において準用する第三十条第二項の規定による政府の委託を受けて輸入する場合並びに国内の需給及び価格の安定に悪影響を及ぼすおそれのないものとして政令で定める麦等を輸入する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第四十二条第五項において準用する第三十条第二項の規定による政府の委託を受けて輸入する場合

二 第四十三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等を輸入する場合

三 国内の需給及び価格の安定に悪影響を及ぼすおそれのないものとして政令で定める麦等を輸入する場合

第四十六条の見出し中「及び麦」を削り、同条第一項中政府は「の下に」、主要食糧の適正かつ円滑な供給を図るため特に必要があると認めるときは「を加え、」及び第四十二条を「第四十二条及び第四十三条」に改め、「及び麦」を削り、同条第二項中「第三十一条」の下に「第四十二条及び第四十三条」を加え、「及び麦」を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第七条の規定は、公布の日から施行する。

(需給見通しに関する経過措置)

第二条 農林水産大臣は、この法律の施行前においても、この法律による改正後の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(次項において「新法」という。)第四十一条の規定の例により、同条第一項に規定する需給見通し(次項において「需給見通し」という。)を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた需給見通しは、この法律の施行の日において新法第四十一条の規定により定められたものとみなす。

(農産物検査法の一部改正)

第三条 農産物検査法(昭和二十六年法律第四百十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項を削り、同条第二項中「で前項の品位等検査に係る麦以外のもの」を削り、同項を同条とする。

第十五条第二項中「第六条第一項又は」を削る。

第十七条第三項第一号中「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」の下に「(平成六年法律第百十三号)」を加える。

第三十七条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 第十五条第二項の規定に違反した者

(飼料需給安定法の一部改正)

第四条 飼料需給安定法(昭和二十七年法律第三百五十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「基づき、」の下に「大麦及び小麦について」を加え、「により大麦及び小麦の」を「による」に改め、「買入れ」の下に「及び同法第四十三条第一項の規定による買入れ」を加える。

第五条第四項を削る。

(地価税法の一部改正)

第五条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十一号イ中「第四十一条第一項(麦の政府買入れ)又は第四十二条第一項(麦等の輸入を目的とする買入れ)」を「第四十二条第一項(麦等の輸入を目的とする買入れ及び当該麦の売渡し)、第四十三条第一項(輸入に係る麦等の特別な方式による買入れ及び売渡し)又は第四十六条第一項(米穀以外の主要食糧の買入れ及び売渡し)」に改める。

(罰則に関する経過措置)
第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第七号中訂正

ページ	段行	原文	訂正文
二	三七	非公共	公共
〃	〃	公共水産基盤整備	非公共の予算
〃	〃	七八	備予算

平成十八年五月三十一日印刷

平成十八年六月一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

B